

【案】 ○基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号）新旧対照表（太字下線部が変更部分）

変更案							現行						
第1～第5 (略)							第1～第5 (略)						
第6 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う放送局に使用させることができる周波数等							第6 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う放送局に使用させることができる周波数等						
1 日本放送協会の放送							1 日本放送協会の放送						
(1) (略)							(1) (略)						
(2) 総合放送（県域放送）							(2) 総合放送（県域放送）						
放送対象地域	親局			中継局			放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)		送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道 茨城県	(略)						北海道 茨城県	(略)					
栃木県 (注3)	宇都宮	47	0.1	日光 大田原 <u>那須</u>	47 47 44	0.01 0.01 0.01	栃木県 (注3)	宇都宮	47	0.1	日光 大田原	47 47	0.01 0.01
群馬県 岐阜県	(略)						群馬県 岐阜県	(略)					
静岡県	静岡	20	1	浜松 熱海 三島 富士宮 島田 御殿場 <u>伊豆東</u>	20 33 24 24 16 20 33	1 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.02	静岡県	静岡	20	1	浜松 熱海 三島 富士宮 島田 御殿場	20 33 24 24 16 20	1 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01
新潟県 沖縄県	(略)						新潟県 沖縄県	(略)					
(注1)～(注3) (略)							(注1)～(注3) (略)						

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)
全国	親局		
	東京	(略)	
	中継局		
	(北海道) }	(略)	
	(茨城)		
	(栃木)		
	宇都宮	39	0.1
	日光	26	0.01
	大田原	39	0.01
	那須	38	0.01
	(群馬) }	(略)	
	(岐阜)		
	(静岡)		
静岡	13	1	
浜松	13	1	
熱海	13	0.01	
三島	16	0.01	
富士宮	14	0.01	
島田	14	0.01	
御殿場	13	0.01	
伊豆	13	0.02	
(愛知) }	(略)		
(沖縄)			

(注1)・(注2) (略)

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)
全国	親局		
	東京	(略)	
	中継局		
	(北海道) }	(略)	
	(茨城)		
	(栃木)		
	宇都宮	39	0.1
	日光	26	0.01
	大田原	39	0.01
	(群馬) }	(略)	
	(岐阜)		
	(静岡)		
	静岡	13	1
浜松	13	1	
熱海	13	0.01	
三島	16	0.01	
富士宮	14	0.01	
島田	14	0.01	
御殿場	13	0.01	
(愛知) }	(略)		
(沖縄)			

(注1)・(注2) (略)

2 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) 総合放送 (広域放送)

放送対象地域	親局				中継局				
	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)				送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	
関東 広域圏	東京	21 22 23 24 25				10	(茨城)		
		水戸	14	15	17		18	19	0.3
		高萩	35	38	41		44	46	0.01
		(栃木)							
		宇都宮	15	17	18		34	35	0.1
		日光	21	22	23		24	25	0.01
		大田原	15	17	18		19	35	0.01
		那 須	48	49	50		51	52	0.01
		(群馬)							
		前橋	33	36	42		43	45	0.1
		沼田	21	22	23		24	25	0.005
		(埼玉)							
		秩父	21	22	23		24	25	0.01
(千葉)									
銚子	21	22	23	24	25	0.01			
	42	36	45	43	33				
勝浦	21	22	23	24	25	0.01			
東金	21	22	23	24	25	0.01			
(東京)									
新島	21	22	23	24	25	0.03			
	42	45	51	43	52				
八丈	30	32	34	37	39	0.01			
(神奈川)									
平塚	21	22	23	24	25	0.1			
小田原	21	22	23	24	25	0.01			
		38	36	49	47	52			
中京 広域圏	(略)								
近畿 広域圏	(略)								

(注1)・(注2) (略)

2 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) (略)

放送対象地域	親局				中継局				
	送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)				送 信 場 所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	
関東 広域圏	東京	21 22 23 24 25				10	(茨城)		
		水戸	14	15	17		18	19	0.3
		高萩	35	38	41		44	46	0.01
		(栃木)							
		宇都宮	15	17	18		34	35	0.1
		日光	21	22	23		24	25	0.01
		大田原	15	17	18		19	35	0.01
		那 須	48	49	50		51	52	0.01
		(群馬)							
		前橋	33	36	42		43	45	0.1
		沼田	21	22	23		24	25	0.005
		(埼玉)							
		秩父	21	22	23		24	25	0.01
(千葉)									
銚子	21	22	23	24	25	0.01			
	42	36	45	43	33				
勝浦	21	22	23	24	25	0.01			
東金	21	22	23	24	25	0.01			
(東京)									
新島	21	22	23	24	25	0.03			
	42	45	51	43	52				
八丈	30	32	34	37	39	0.01			
(神奈川)									
平塚	21	22	23	24	25	0.1			
小田原	21	22	23	24	25	0.01			
		38	36	49	47	52			
中京 広域圏	(略)								
近畿 広域圏	(略)								

(注1)・(注2) (略)

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道 福島県	(略)					
栃木県	宇都宮	29	0.1	日光	29	0.01
				大田原	29	0.01
				那須	41	0.01
群馬県 岐阜県	(略)					
静岡県	静岡	15 17 18 19	1	浜松	21 22 23 25	1
				熱海	14 15 17 29	0.01
				三島	21 22 23 25	0.01
				富士宮	21 22 23 25	0.01
				島田	15 17 18 19	0.01
				御殿場	14 15 17 29	0.01
				伊豆東	15 17 20 29	0.02
愛知県 沖縄県	(略)					

(注1)～(注7) (略)

第7～第9 (略)

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道 福島県	(略)					
栃木県	宇都宮	29	0.1	日光	29	0.01
				大田原	29	0.01
群馬県 岐阜県	(略)					
静岡県	静岡	15 17 18 19	1	浜松	21 22 23 25	1
				熱海	14 15 17 29	0.01
				三島	21 22 23 25	0.01
				富士宮	21 22 23 25	0.01
				島田	15 17 18 19	0.01
				御殿場	14 15 17 29	0.01
愛知県 沖縄県	(略)					

(注1)～(注7) (略)

第7～第9 (略)